

国家知識産権局「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）」に関する
意見募集表

意見項目	意見募集稿	修正提案	修正理由
<p>第四条【商標】</p>	<p>第四条【商標】</p> <p>この法律で商標とは、商品商標と役務商標を含むものであって、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音声又はその他の要素、並びにこれらの要素の組合せを含む、商品や役務の出所を認識・区分するための標章をいい、法に基づいて商標登録出願をすることができる。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は、別途の規定がある場合を除き、役務商標に適用される。</p>	<p>「その他の要素」について明確にしてほしい。</p> <p>もしくは、「その他実施条例に定める要素」等と記載し、実施条例に認められるその他の要素について具体的に記載してほしい。</p>	<p>「その他」に含まれる対象が不明瞭なため。「その他実施条例に定める要素」等と記載することで、商標の定義がより明確となり、商標の概念が不当に広がることを防ぐことができる。</p>
<p>第五条【商標登録申請】</p>	<p>第五条【商標登録申請】</p> <p>自然人、法人又は非法人組織が、生産経営活動において、それが商品又は役務に使用する又は使用を承諾した商標について商標専用権を取得する必要がある場合には、国务院の知的財産権行政部門に商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>国务院知的財産権行政部門の審査を経て登録された商標を登録商標といい、商標登録者は商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。</p>	<p>「馳名商標」の防護目的の未使用分類への商標出願は、本規定には抵触しないものとし、その旨をガイドライン等で明確にしていきたい。</p>	<p>防護目的の未使用分類への商標出願が、「使用を目的としない」商標に関する出願であるとして、本規定に抵触する可能性があるため。</p>
<p>第十条【馳名商標及びその保護原則】</p>	<p>第十条【馳名商標及びその保護原則】</p> <p>関連する公衆に広く知られている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。</p> <p>馳名商標の保護は、ケース確認、受動的保護、必要に応じた確認の原則に従う。</p> <p>馳名商標の保護範囲及び強度は、その顕著な特徴及び知名度に適応しなければならない。</p> <p>商標の馳名状況は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として確認をしなければならない。商標の馳名状況の確認においては、以下の要素</p>	<p>(二)地域範囲に国外が含まれることを明確にしてほしい。</p> <p>(四)国外が含まれたことは歓迎する。</p> <p>(六)商標の価値の証明方法を具体的に明記してほしい。(実施条例内でも可)</p> <p>また、証明方法は国外企業の商標の価値が適切に示せるものにし、国外企業の商標の価値を正當に評価してほしい。</p>	<p>(二)については、(四)との関係からすれば国外が含まれるべきである。</p> <p>(六)については、商標の価値の証明方法が不明瞭である。</p>

	<p>を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度</p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間、方式及び地域の範囲</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>(四) 当該商標の国内及び国外における出願と登録の状況</p> <p>(五) 当該商標の保護された記録、特に馳名商標として保護された記録</p> <p>(六) 当該商標の価値</p> <p>(七) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素</p>		
<p>第十四条【登録要件】</p>	<p>第十四条【登録要件】</p> <p>登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は権益と抵触してはならない。</p> <p>別途の規定がある場合を除き、同一の出願人は、同一の商品又は役務について、一つの同一商標のみを登録しなければならない。</p>	<p>1. 「権益」という文言を「合法的権益」に変更してほしい。</p> <p>2. ガイドライン等で、「同一の商品又は役務」や「同一商標」について、同一と判断される範囲を明確にしてほしい。</p> <p>また、ガイドライン等で、本条における「同一の商品又は役務」とは、完全に同一の商品又は役務のみを対象とし、「同一の類似群に係る商品または役務」まで対象にするものではない旨を明確にしていきたい。</p> <p>3. 「同一の商品又は役務」の範囲について、日本の商標審査運用と同様に、指定商品又は指定役務が完全に同一である場合を除き、「同一の商品又は役務」とは判断せず、登録を認めてほしい。</p> <p>もし、指定商品又は役務の一部が同一であるケースも登録不可と判断する場合には、拒絶査定にするのではなく、補正の機会を与えてほしい。</p>	<p>1. 「権益」は法律上保護された利益を主に指しているのかもしれないが、権益だけでは広範に解される可能性がある。現行商標法や専利法においても権益のみの文言はなく「合法的権益」となっていることから、これに合わせた方が良いと思われる。</p> <p>2. 同一性の範囲が不明確である。「同一の商品又は役務」が「同一の類似群に係る商品または役務」まで含むとされる場合、同一類似群内に新たな商品または役務が追加された場合に、過去の登録を放棄しない限り、新たな登録を得ることができないおそれがある。</p> <p>3. 企業活動として事業拡大に伴い権利拡張の出願を行うことが往々にしてある。補正の機会が実質一度しかないなか重複登録が禁止されると、権利拡張の出願をして企業のブランドを適切に保護するのが困難となり、企業の負担を増大させることになる。</p> <p>日本の商標審査便覧4 1. 0 1 「商標法第3条の趣旨に反する場合の審査運用について」で示されている程度の運用とし、指定商品のすべてが同一のケース以外は登録を認めるようにしてほしい。</p>
<p>第十八条【馳名商標の保護】</p>	<p>第十八条【馳名商標の保護】</p> <p>同一又は類似の商品について使用又は登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。</p> <p>非類似の商品について使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又</p>	<p>翻訳も対象としたことは評価する。</p>	

	<p>は翻訳したものであって、当該馳名商標の所有者の利益が損なわれる可能性があるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、当該商標と当該馳名商標に相当程度の関連があると大衆に思わせるに足り、かつ馳名商標の顕著性を弱め、馳名商標の市場名声を故意に低く見積もり、或いは不正に馳名商標の市場名声を利用した場合、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。</p>		
<p>第二十一条【重複登録の禁止】</p>	<p>第二十一条【重複登録の禁止】</p> <p>登録出願に係る商標は、出願人が同一の商品で先に出願し、既に登録されているもの、又は出願日前の1年以内に公告抹消、取消、無効宣告された先行商標と同一のものであってはならない。ただし、以下の場合又は出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合を除く。</p> <p>(一) 生産経営上の必要性に応じて、実際に使用されている先行商標を基に微細な改善を行った場合であって、出願人が区別を説明することができるとき</p> <p>(二) 出願人の責めに帰することができない事由により先行商標が更新できなかった場合</p> <p>(三) 商標使用説明書が適時に提出されなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合</p> <p>(四) 出願人の責めに帰することができない事由により、先行商標が3年不使用取消手続において使用証拠を提供できなかったために取り消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合</p> <p>(五) 先行商標が他人の先行権利又は権益と衝突することで無効宣告されたが、当該先行権利又は権益が既に存在しなくなった場合</p> <p>(六) 商標登録を繰り返し又は新たに出願する他の正当な理由がある場合</p>	<p>1. 適正なブランドオーナーの提出する使用証拠が正しく認められ、悪意の権利者の提出する詐欺的な使用証拠を排除できる仕組みが導入されるまで、また、中国国外の著名商標を模倣した商標や、中国国内又は国外で他人が既に登録又は使用している一定の影響のある商標を抜け駆け的に出願した商標が審査段階で適切に拒絶されるようになるまで、当該条項は削除することを要望する。</p> <p>2. 当該条項の削除ができない場合には、以下の通りにしてほしい。</p> <p>(1) (六)の「繰り返し又は新たに出願する他の正当な理由」として認められるものを明確にする。例えば、次の例は認められるべきと考える。</p> <p>例1：医薬品を当局に申請中で承認が下りないために使用開始できないケース</p> <p>例2：過去3年間使用できなかったが、使用の準備中で近く使用開始することを説明できるケース</p> <p>例3：出願し拒絶を受けた際、引用先願の不使用取消請求と並行してバックアップ出願するケース</p> <p>例4：同一商標についての権利範囲が異なる複数商標を、更新管理等の目的で1件に纏めて出願しなおすケース</p> <p>例5：出願人が悪意ある出願や模倣品が発生している事実を示し、これらへの対抗手段として重複出願したことを説明したケース</p> <p>(2) 「同一の商品」、「先行商標と同一」について、同一と判断される範囲を明確にしてほしい。例えば、以下のようなケースについて明確にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定商品が部分的に重なる商標は同一の商品か。 ・同じ類似群コードに含まれる商品は同一商品か。 ・微細な商標変更（ロゴの色変更、軽微なフォント変更等）は同一の商標か。 <p>(3) 「同一の商品」の範囲について、日本の商標審査運用と同様に、指定商品又は指定役務が完全に同一である場合を除き、「同一の商品」とは判断せず、登録を認めてほしい。</p>	<p>1. 現状、不使用取消請求を受けた場合に、使用証拠として認められる審査が非常に厳しいため、実際に使用していたとしても、権利が取り消される懸念があり、事業に支障が生じる可能性がある。このため、ブランドオーナーは、そのような場合に備えて重複登録の出願をせざるを得ない。また、正規のブランドオーナーが防衛目的で重複登録の行うのは、悪意の商標出願を行う者が存在することが背景にあるため、重複登録禁止の制度を設けるのであれば、少なくとも悪意の商標出願や抜け駆け的な出願が適切に拒絶されるようになってからにしてほしい。</p> <p>2.</p> <p>(1) 詳細が不明なため。例5については、不使用だが市場での周知・著名性が残っている商標に対しても悪意ある出願や模倣品は横行しており、商標権者は不使用による取消請求に備えて重複出願を行うことで商標登録を維持し、悪意ある行為に対抗し、消費者保護や市場秩序の維持を図っている。実際に、登録取消請求と冒認出願を繰り返し行ってくる者もあり、重複出願が禁止されると正当な権利者は対抗手段を失い悪意ある者が商標権を得ることになるため、消費者や市場にとっても不利益が大きい。したがって、当該出願商標に関する悪意ある出願や模倣品の発生の事実が“正当な理由”として容認されることを要望する。</p> <p>(2) 詳細が不明なため。</p> <p>(3) 企業活動として事業拡大に伴い権利拡張の出願を行うことが往々にしてある。補正の機会が実質一度しかないなか重複登録が禁止されると、権利拡張の出願をして企業のブランドを適切に保護するのが困難となり、企業の負担を増大させることになる。日本の商標審査便覧4 1. 0 1 「商標法第3条の趣旨に反する場合の審査運用について」で示されている程度の運用とし、指定商品のすべてが同一のケース以外は登録を認めるようにしてほしい。</p>

		<p>もし、指定商品の一部が同一であるケースも重複登録として登録不可と判断する場合には、拒絶査定にするのではなく、補正の機会を与えてほしい。</p> <p>(4) (三) の規定を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>【修正前】 (三) 商標使用説明書が適時に提出されなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合</p> <p>【修正後】 (三) 商標使用説明書が適時に提出されなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていたまたは当該商標の使用意図を説明することができる場合</p> <p>(5) 同一の商品/役務での同一商標の重複登録が禁止されることについて元の登録商標の抹消に同意するタイミングや、実際に抹消されるタイミングを明確にしてほしい。</p> <p>例えば、元の登録商標が商品Aで登録されているときに、同一商標を商品Aと商品Bで出願。商品Bに関して類似の第三者商標が存在しているとして拒絶査定となった。このとき、拒絶査定不服審判を請求する可能性もあるが、元の登録商標の抹消の同意はどの時期に行うことになるのか。また、実際に元の商標登録が抹消されるのは、どの時期なのか。</p> <p>(6) 出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合、元の登録商標が存続していたならば有していたであろう権利と同等の権利を出願人が有することを明記してほしい。</p> <p>(7) 「(六) 商標登録を繰り返し又は新たに出願する他の合理的な理由がある場合」において、「正当な理由」を「合理的な理由」に修正してほしい。</p> <p>(8) 出願人が元の登録商標の抹消に同意したとき、元の登録商標に関して第60条（商標の使用と使用許諾）に基づき使用許諾の届出を行っていた場合に、抹消後も善意の第三者に対抗できるのかを明確にしてほしい。</p>	<p>(4) (三) 商標使用説明書が公開される場合、使用開始時期が変更（延期）になった際に、タイミング次第で使用意図はあってもその内容を公表できず、商標使用説明書を提出できない。その場合、現在の草案では1年間は再登録が認められないため、使用意図はあっても権利保護できない期間が生じる恐れがある。よって、再出願時に使用意図が説明できるものは重複登録を認めて頂きたい。または、提出する商標使用説明書は非公開にして頂きたい。</p> <p>(5) 出願に係属している間に元の登録商標が抹消されてしまうと、出願商標が最終的に登録できなかつたときに、元の登録商標の権利まで失うことになってしまい、不合理である。重複登録を禁止する場合には、拒絶理由が解消され、登録できる状態になったときに元の登録商標の抹消に同意するような制度が望ましいと考える。</p> <p>(6) 香港では複数の出願又は登録を一つの商標登録に併合する制度（MERGE）がある。また EU では、一定の要件を満たす場合に、既存の国内登録を EUTM 登録に統合できる制度（SENIORITY）がある。両制度のように、統合にあたり元の商標登録を放棄することになっても、存続していたのと同等の権利を享受できるようにしてほしい。</p> <p>(7) 類型的・限定的解釈運用に拘束されないよう「正当な理由」を「合理的な理由」に修正する事を希望する。時代の変遷に併せた柔軟な運用・解釈ができるよう「合理的な理由」とする事が適切である。</p> <p>特に馳名商標保護の目的で悪意の出願を抑止するために行われる防衛出願については「正当な理由」または「合理的な理由」として解釈され運用上も認められるべきである。</p> <p>(8) 出願人が元の登録商標の抹消に同意したとき、使用許諾の届出を改めて行う必要があるのか、届出を行わない場合でも元の登録商標の許諾範囲で善意の第三者に対抗できるのかを明確にしてほしい。</p>
<p>第二十二條 【悪意の商標登録出願】</p>	<p>第二十二條【悪意の商標登録出願】 出願人は、以下に掲げる悪意の商標登録出願をしてはならない。</p> <p>(一) 使用を目的とせず、大量に商標登録出願をし、商標登録秩序を乱すこと</p> <p>(二) 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願すること</p> <p>(三) 国益、社会公共利益を損なう、又は</p>	<p>防護目的の未使用商品又は役務の商標出願は、本規定に抵触しないものとし、その旨をガイドライン等で明確にしていきたい。</p>	<p>事業を行う上で必要となる模倣対策の1つとして、使用しない分野における登録を確保することは、悪意にあたらぬと考える。防護目的の未使用分野への商標出願が、「使用を目的としない」商標に関する出願であるとして、本規定に抵触ないことを明確にしたい。</p>

	<p>その他の重大な悪影響を及ぼす商標を登録出願すること</p> <p>(四) この法律の第十八条、第十九条、第二十三条の規定に違反して、故意に他人の合法的権利又は権益を害し、又は不正な利益を図ること</p> <p>(五) その他の悪意の商標登録出願行為</p>		
第二十三条【先行権利の保護】	<p>第二十三条【先行権利の保護】</p> <p>商標登録出願は、先に存在する他人の権利又は権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。他人が既に登録又は使用し、一定の影響を有する企業名(略称、商号、グループ名などを含む)、社会組織名は前項でいう「先に存在する他人の権利又は権益」に含まれる。</p>	<p>1. ガイドライン等で、この権益が中国国内に限定されるのかを明確にしてほしい。</p> <p>2. 外国で著名または一定の影響のある文学作品・ドラマ・アニメ・漫画のタイトル・登場人物・それらの翻訳名も保護されるべきと考える。</p> <p>3. 「他人が既に登録又は使用し、」の部分を「中国国内又は国外で他人が既に登録又は使用し、」に変更してほしい。ただし、中国国外の正規のブランドオーナーではなく、悪意の第三者が中国国外で抜け駆け的に登録・使用した場合の権利は、「先に存在する他人の権利又は権益」に含まれないようにしてほしい。</p> <p>4. 「権益」という文言を「合法的権益」に変更するべきと考える、</p>	<p>1. 中国国外の企業名、社会組織も保護されるべきと考える。</p> <p>4. 「権益」は法律上保護された利益を主に指しているのかもしれないが、権益だけでは広範に解される可能性がある。現行商標法や専利法においても権益のみの文言はなく「合法的権益」となっていることから、これに合わせた方が良いと思われる。</p>
第二十七条【出願の要件】	<p>第二十七条【出願の要件】</p> <p>商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき、商標を使用する商品区分及び商品の名称を明記し、登録出願しなければならない。</p> <p>商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。</p> <p>商標登録出願を行うに当たって費用を納めなかった場合、当該商標登録出願が提出されなかったとみなす。</p> <p>商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出しなければならない。</p> <p>商標登録出願の手続が整い、規定に従って出願書類を記入した場合、国務院の知的財産権行政部門はこれを受理し、出願人に通知する。国務院の知的財産権行政部門は、登録出願された商標が明らかに重大な悪影響を及ぼすものであることを発見した場合、これを</p>	<p>出願人の責めに帰することができない理由で、出願料を納付できないケースがあることを考慮し、反論の機会を1度与えたうえで、不受理とすることを提案する。</p>	<p>中国の代理人が出願料を納付せず不受理となる可能性等も考慮し、反論の機会を1度は与えるべきと考える。</p>

	受理しない。		
第三十二条 【資料の要件】	第三十二条【資料の要件】 商標登録出願又はその他の商標業務を行うために申告した事項と提出した資料は、真実性、正確性を備えた、完全なものでなければならない。 当事者は前項の規定に違反し、重要な事実を虚構、隠蔽したり虚偽の資料を提出したりした場合、対応手続において不利な結果を負わなければならない。商標法執行を担当する部門は、情状の深刻さに応じて警告を与えることができ、10万円以下の罰金を科すこともできる。他人に損失をもたらした場合、賠償しなければならない。	重要な事実を虚構、隠蔽したり、虚偽の資料を捏造・提出したり、故意に虚偽の申請を行った場合には、第二十二条（二）「欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願すること」に該当するとして、拒絶理由・無効理由になることを明確にしてほしい。	捏造や隠ぺい、あるいは故意に虚偽を申請するものに対して、10万円の罰金が課せられるだけでなく、悪意の商標出願として登録できないことを明確にしてほしい。悪意がある者もお金さえ払えば登録できてしまうことがないようにしてほしい。特に「故意」が認められる場合には、登録を認めるべきではないと考える。
第三十六条 【商標の異議申立】	第三十六条【商標の異議申立】 初歩査定及び公告された商標について、公告の日から2ヶ月以内に、この法律の第十八条、第十九条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二項、第二十六条の規定に違反していると何人が判断したときは、国務院の知的財産権行政部門に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	1. 実施条例で定められている3か月の理由補充期間を維持してほしい。 2. 第二十二条(四)(五)を異議理由に含めるべきと考える。	1. 特に外国企業にとっては、2か月で異議理由を述べきることは難しい。海外のウォッチングサービスは、公告から権利者まで情報が報告されるのに約1.5か月かかる（複数のウォッチングサービス会社に聞いたところ、中国の漢字商標により、1.5か月の時間がかかるとのこと）ので、異議申し立て要否の検討に十分な時間がかけられなくなる。この問題は、日本企業のみならず、欧米企業にも影響がある問題だと考える。外国企業にとって、2か月で異議理由を述べきることは難しいため、現行の3か月の異議申立期限を維持してほしい。 2. 第二十二条(四)「この法律の第十八条、第十九条、第二十三条の規定に違反して、故意に他人の合法的権利又は権益を害し、又は不正な利益を図ること」、(五)「その他の悪意のある商標登録出願行為である場合」は、異議理由に含めるべきと考える。
第三十八条 【拒絶に係る復審】	第三十八条【拒絶に係る復審】 出願を拒絶し、公告しない商標について、国務院の知的財産権行政部門は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、国務院の知的財産権行政部門に復審請求をすることができる。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事	復審請求の前に、少なくとも一度は応答手続を認めてほしい。それが難しければ、第20回マドプロ作業文書に基づき、復審請求期間を2か月以上にしてほしい。（他国の応答期間は2～12か月程度）	在外者においては中国弁護士からの連絡・応答や翻訳、郵送等に時間を要するケースが多く、実質的に検討可能な時間が短く限られてしまうために、十分な検討や証拠収集等の対応ができないうちに応答せざるを得ないような状況にある。国際的な制度調和の観点からも、マドプロ作業文書に基づき、復審請求期間を外国人は2か月以上にしてほしい。 <参考>マドプロ作業部会の Working Document : Contracting Parties may continue to apply Rules 17(2) [...] (vii) [...], as in force on November 1, 2021, until [February 1, 2025] [...]. *Rule 17 (2)(vii)は以下の通り [...] the time limit, reasonable under the circumstances which shall be no less than two months, for filing a request for review of, or

	<p>者が出願拒絶に係る復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p>		<p>appeal against, the ex officio provisional refusal or the provisional refusal based on an opposition and, as the case may be, for filing a response to the opposition,</p>
<p>第四十二条【手続の中止】</p>	<p>第四十二条【手続の中止】 国务院の知的財産権行政部門は、商標の審査審理を行う過程で、関連する先行権利の確定に関して、人民法院において審理中、又は行政機関において処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査審理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、速やかに審査審理手続を再開しなければならない。 人民法院は、国务院の知的財産権行政部門がこの法律の第二十四条、第二十五条に基づいて下した復審決定、不登録決定又は無効宣告裁定を審理する場合、被訴決定、裁定が下されたときの事実状態を基準としなければならない。明らかに公平の原則に違反している場合を除き、被訴決定、裁定が下された後に関連商標の状態が変化した場合であっても、人民法院による被訴決定、裁定の審理に影響を与えない。</p>	<p>本改正に基づき、引用商標に対して不使用取消審判や無効審判を請求した際または未登録の先願がある場合には、当該審判または審査の結果が出るまで、商標出願の審理を中断することを運用として徹底してほしい。 また、出願人が引用商標に関して不使用取消審判等が係属している旨の主張をした際には、当該主張を聞き入れて柔軟に審査するようにしてほしい。</p>	<p>本改正で、先行商標の権利状態の確定化を待ってから、係争商標の登録可能性を審査することが明確化されたが、当局が審査・審理を中止すべきものを中止しないと判断することがないよう運用を徹底していただきたい。</p>
<p>第四十五条【相対的理由による無効宣告及び商標移転】</p>	<p>第四十五条【相対的理由による無効宣告及び商標移転】 既に登録された商標が、この法律の第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反した場合、先行権利者又は利害関係者は、商標の登録日から5年以内に、国务院の知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告請求をすることができる。この法律の第十八条、第十九条の規定に違反し、又はこの法律の第二十三条の規定に違反して他人が既に使用し、一定の影響力を有する商標を不正な手段で抜け駆け登録した場合、先行権利者は当該登録商標の自身の名義への移転を請求することができる。悪意による登録であるときは、馳名商標の所有者は、5年間の期間制限を受けない。 国务院の知的財産権行政部門は、登録商標の</p>	<p>ここでいう「悪意による登録であるとき」は、馳名商標に関する第二十二条(四)だけが対象なのか、それとも(三)(五)も対象になるかを明確にしてほしい。 また、第二十二条(四)だけでなく(五)も無効理由に含めるべきと考える。</p>	<p>悪意の関係で第十八条、十九条、二十三条に絡むのは、第二十条(四)のみ。第二十二条(一)(二)は第四十四条で無効理由とされているが、第二十二条(三)(五)はどこにも言及されていない。</p>

	<p>無効宣告請求又は登録商標の移転の請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持、又は登録商標の移転又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が国務院の知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。</p>		
<p>第六十一条【商標の使用状況の説明】</p>	<p>第六十一条【商標の使用状況の説明】</p> <p>商標登録者は、商標登録が許可された日から満5年後の12ヶ月以内に、国務院の知的財産権行政部門に対して指定商品における当該商標の使用状況又は不利用の正当な理由を説明しなければならない。商標登録者は上記期限内の複数の商標の使用状況についてまとめて説明することができる。</p> <p>期間が満了しても説明をしていない場合、国務院の知的財産権行政部門から商標登録者に通知する。商標登録者が通知を受領した日から6ヶ月以内に依然として説明をしない場合、当該登録商標を放棄したものとみなし、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を抹消する。</p> <p>国務院の知的財産権行政部門は、説明の真実性に対してランダムな抜き打ち検査を行い、必要に応じて商標登録者に関連証拠の補足を要求したり、地方の知的財産権管理部門に裏付けを依頼したりすることができる。抜き打ち検査を経て説明が真実でないことが判明した場合、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を取り消す。</p>	<p>1. 第六十一条は正当な権利者に過剰な負荷を与えるため、削除を要望する。</p> <p>2. 第六十一条の削除が認められない場合は、以下の通りにしてほしい。</p> <p>(1) 登録後5年ではなく、更新時にする。</p> <p>(2) “不利用の正当な理由” “或いは登録を維持できる使用状況として、「周知・著名性の残存」や「外国での周知・著名性」が容認されるよう規則等に明記する。</p> <p>(3) 指定商品の全てではなく、一部についての説明で済むように規定する。</p> <p>(4) 「ランダムな抜き打ち検査」についての記載は削除する。</p> <p>(5) 使用状況の説明は、悪意の出願を行った疑いがある権利者のみを対象にする。</p> <p>3. 第六十一条の削除が認められない場合には、以下を明確にしてほしい。</p> <p>(1) 「使用状況の説明」として認められるレベルは、使用宣誓のレベルか、使用の根拠資料提出も必要か</p> <p>(2) 根拠資料が必要な場合、どのような資料が求められるのか。根拠資料のレベルは、不利用取消請求を受けた際に提出する資料のレベルまで必要か</p> <p>(3) 「不利用の正当な理由」として認められるレベルは、使用予定の宣言レベルで良いか</p> <p>(4) 使用態様の同一性については、不利用取消請求と同じレベルなのか</p> <p>4. 第六十一条の削除が認められない場合には、代わりに馳名商標の分類を超えた保護範囲を拡大し、未使用分類における馳名商標の保護を確実にしてほしい。</p>	<p>1. “使用の重視・遊休商標の回避”の目的においては、まずは現行の不利用取消請求の運用の改善が必要で、改善により十分に対応可能と考える。</p> <p>一方で、仮に第六十一条を新設した場合、市場での信用・顧客吸引力が残存している過去の周知著名商標や外国での周知商標については不利用のため登録が取消され、冒認出願や模倣品への対抗手段を失うこととなり、市場秩序の混乱、外国企業の中国市場への参入困難を招くことが懸念される。</p> <p>未だ冒認出願や模倣品への対策強化が重視される現状において本条項の採用は時期尚早と思われ、消費者保護・市場秩序の維持のためにも今回の改正案での導入は見送るべきである。</p> <p>したがって、まずは本条項の削除を要望する。</p> <p>2.</p> <p>(2) 削除が認められない場合は、周知著名性が残存する商標や外国での周知商標に関する登録商標であれば、不利用であっても維持できるよう明記されることを要望する。</p> <p>(3) 「指定商品における当該商標の使用状況又は不利用の正当な理由を説明」については、指定商品の全てに対して説明が必要であると権利者に過剰な負担を与えるので、指定商品の一部についての使用状況の説明で済むようにすべきである。</p> <p>(4) ランダムな抜き打ち審査は、取り消されるべき商標でも、対象にならなかった商標は残存することから公平な制度ではなく、不利用商標を取り消す制度としては不完全である。</p>

			<p>またランダムに選択される検査の母集団が年月別なのか出願人別なのか基準が不明であるため、検査の発生頻度が不明である。従って、第一項に基づき実施される満5年後の使用状況の説明と時期が重複する場合、前後して検査される場合、当該5年間に何度も検査が行われる場合などが懸念される。第一項と第三項を併用することは、指定商品における商標を使用している善良な権利者に対して過剰な負担を与えるものであることから、第三項は削除すべきである。</p> <p>(5) 正規のブランドオーナーにとって、使用状況の説明は過度な負担になるため第六十一条の削除を希望するが、登録中の悪意の商標が使用状況の説明により抹消されるのは正規のブランドオーナーにとって利点がある。第六十一条の削除が認められない場合、使用状況の説明は、正当な権利者は対象とせず、悪意の出願を行った疑いがあるものだけを対象にするべきと考える。</p> <p>4. 防護目的の未使用分類における登録商標が、本規定に該当し、抹消されることとなる。第六十一条を設けるのであれば、代わりに馳名商標の保護を拡大すべきである。</p>
第九十六条【情報公開義務】	<p>第九十六条【情報公開義務】</p> <p>国務院の知的財産権行政部門は、商標公共サービスプラットフォームの建設を強化し、商標情報を完全、正確、適時に発表し、商標基礎データを提供し、商標情報の有効利用を誘導と促進しなければならない。</p>	情報公開は歓迎する。	
第九十七条【商標ファイル】	<p>第九十七条【商標ファイル】</p> <p>国務院の知的財産権行政部門は、商標登録ファイル業務を強化し、商標登録ファイル管理の規範化レベルを絶えず向上させなければならない。</p>	情報公開は歓迎する。	